

令和8年度  
京都市高齢者筋力トレーニング普及推進事業受託者募集要項



- 提出書類の提出期限  
令和8年1月16日（金）午後5時まで  
※ 応募書類は郵送または持参すること。
- 問合せ先及び提出先  
京都市 保健福祉局 健康長寿のまち・京都推進室 健康長寿企画課（担当：村上）  
〒604-8571  
京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488 北庁舎4階  
電話：075-222-3419  
E-mail：kenkochojukikaku@city.kyoto.lg.jp

## 1 趣旨

京都市では、「京都市健康長寿・口腔保健・食育推進プラン」及び「第9期京都市民長寿すこやかプラン」等に基づき、高齢者のフレイル対策及びロコモティブシンドローム（運動器症候群）の予防の推進と健康寿命の延伸に向けて、「京からはじめるいきいき筋力トレーニング」の普及促進に取り組んでいる。

この度、令和8年度の普及推進事業を実施していただく事業者を公募する。

## 2 業務の概要

別紙1「令和8年度京都市高齢者筋力トレーニング普及推進事業仕様書」のとおり

## 3 応募資格

応募の資格者は、法人格を有する団体とし、次の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 京都市内において厚生労働大臣認定健康増進施設等をはじめとした運動施設（スポーツジム、体育館等）を運営している者（地方自治法第244条の2に規定する指定管理者を含む。営利・非営利を問わない）。
- (2) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登載されている者（京都市競争入札参加有資格者名簿に登載されていない場合であっても、京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項に掲げる資格を有する者である場合は、当該プロポーザルにおいては競争入札参加有資格者とみなす。）。

〔参考〕京都市競争入札等取扱要綱（一部抜粋）

（競争入札の参加者の資格）

第2条 競争入札に参加しようとする者は、次に掲げる資格を有するものでなければならない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
  - (2) 引き続き1年以上当該営業を営んでいること。
  - (3) 次に掲げるものを滞納していないこと。
    - ア 所得税又は法人税
    - イ 消費税及び地方消費税
    - ウ 本市の市民税及び固定資産税
    - エ 本市の水道料金及び下水道使用料
  - (4) (略)
  - (5) 前号に定めるもののほか、法令の規定により、営業について免許、許可又は登録等を要する場合にあっては、当該免許、許可又は登録等を受けて当該営業を営んでいること。
  - (6) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (3) 5(1)に定める提出書類（以下「提出書類」という。）の提出日から選定結果の通知日までの期間について、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。
- (4) 契約の履行を複数の事業者で分担するために複数事業者による共同事業体（以下、「コンソーシアム」という。）を結成する場合は、事業者側で定めた代表事業者及び分担事業者が、いずれも上記(1)～(3)の条件を満たしているものとする。また、当該業務委託契約の締結の日までにコンソーシアム運営に係る協定書の締結を予定していること。

## 4 スケジュール

令和7年12月17日（水） 公募開始

令和7年12月26日（金）	質問受付締め切り（午後5時まで）
令和8年 1月 8日（木）	質問に対する回答（午後5時まで）
16日（金）	応募書類提出期限（午後5時まで）
23日（金）	プレゼンテーション
2月 4日（水）頃	受託候補者の決定
2～3月	業務開始に向けた準備・調整
4月	契約締結・業務開始

※ スケジュールはやむを得ない事情により、変更することがある。

## 5 応募手続等

### (1) 提出書類

#### ア 応募者共通

応募者は次の書類を提出すること。

No.	提出書類	様式
1	令和8年度京都市高齢者筋力トレーニング普及推進事業 受託者応募申込書	第1号様式
2	誓約書	第2号様式
3	応募者の概要	第3号様式
4	会社案内等（既存資料可）	—
5	組織図（会社案内等に記載があれば省略可）	—
6	応募者の事業実績	第4号様式
7	応募者の財務状況	第5号様式
8	決算書の写し（令和5年度、令和6年度）	—
9	受託希望理由	第6号様式
10	実施場所の確保 ※ 南部エリアについては提出不要	第7号様式
11	職員の配置・人材育成に関する取組	第8号様式
12	就業規則	—
13	令和8年度京都市高齢者筋力トレーニング普及推進事業 計画書	第9号様式
14	見積書（様式任意） <留意点> ・宛先は京都市長とし、住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）、商号又は名称及び代表者名を記載すること。 ・押印は必須としないが、押印なしの場合は、担当者氏名（苗字+名前）及び担当者の連絡先を記載すること。 ・見積もった金額の合計額に対する消費税及び地方消費税相当額（10%）も算出して記載すること。 ・ <u>通所型筋トレ教室、出張型筋トレ教室を分けて、それぞれ</u> 仕様書の予算上限額の範囲内で、 <u>1教室当たりの単価、実施回数の見込み、その他の経費等を分かるように</u> 記載すること。	—

イ 京都市競争入札参加有資格者名簿に登載されていない場合

アに掲げる書類に加えて、次の書類を提出してください。

No.	提出書類	様式
15	履歴事項全部証明書（提出日前3か月以内に発行のもの）	
16	印鑑証明書（提出日前3か月以内に発行のもの）	
17	暴力団排除措置に係る誓約書	第10号様式
18	納税証明書（国税等及び京都市税）（提出日前3か月以内に発行のもの）	
19	調査同意書（水道料金・下水道使用料）又は水道料金及び下水道料金の納付証明書 ※納付証明書の場合は、提出日前3か月以内に発行のもの。写し可。法人の主たる事業所の所在地において発行を受けること。	第11号様式 ※調査同意書の場合

ウ その他

上記提出のほか、必要に応じて書類の提出を求めることがある。

(2) 提出部数

正本1セット、副本4セットの合計5セットを提出すること。

※ セット方法について、正本は(1)提出書類No.1～19（該当書類のみ）を各1部フラットファイル等に綴じ込み1セットとする。副本は、(1)提出書類No.1～14を各1部フラットファイル等に綴じ込み1セットとする。

なお、副本についても応募者名を記載し、黒塗り等の対応は不要とする。

※ 応募書類は、原則A4サイズで作成すること。

(3) 提出期限 令和8年1月16日（金）午後5時まで

(4) 提出場所 〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488 北庁舎4階

京都市保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課まで

(5) 提出方法 郵送又は直接持参

※ 郵送の場合は、上記期限必着とする。

※ 直接持参の場合の受付は、土日祝を除く午前8時45分から午後5時までとする。

## 6 質問と回答

- (1) 受付期限 令和7年12月26日（金）午後5時まで
- (2) 質問方法 質問票（第12号様式）により、電子メールにて送信すること。また、電子メールの件名は、「高齢者筋トレ業務委託に関する質問」とすること。  
※ 電話及び口頭による質問は受け付けない。
- (3) 提出先 kenkocho.jukikaku@city.kyoto.lg.jp  
(健康長寿のまち・京都推進室 健康長寿企画課 村上 宛)
- (4) 回答 原則として令和8年1月8日（木）にホームページにて公開する。

## 7 選定方法

(1) 審査

提出書類及びプレゼンテーションの結果を基に、本市が設置する選定委員会により審査を行い、エリアごとに最も高い評価を得た者を受託候補者として選定する。選定委員会は、以下の職員をもって構成する。

※ 応募多数（8社以上）の場合、プレゼンテーションを行う事業者を、事前に提出いただいた提出書類を基に選考する場合がある。

- ・健康長寿のまち・京都推進室長
- ・健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課保健担当課長
- ・健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課事業推進第一担当課長

(2) プrezentation

ア 日時・場所

令和8年1月23日（金）に実施することとし、時間・場所は改めて応募者に通知する。

イ 方法

- ・参加人数は3名以内とする。
- ・説明 20分以内、質疑応答 10分程度  
※ 複数区域（別紙1仕様書3参照）を希望する場合は、説明時間を30分以内とする。
- ・プレゼンテーションに参加しなかった応募者は失格とする。
- ・説明に用いる資料は、事前に提出された応募書類のみとする。
- ・説明は本業務に直接携わる者が行うこと。

(3) 審査基準

別紙2「令和8年度京都市高齢者筋力トレーニング普及推進事業受託候補者審査基準」のとおり

(4) 審査結果

選定結果は、令和8年2月初旬までに電子メールにより全応募者に通知する。また、本市ホームページにおいて受託候補者名及び評価点を公表する。ただし、評価点については、参加した全事業者について公表する。

なお、審査の経過等に関する問合せには一切応じない。

(5) 提出書類の無効

次に掲げる場合に該当するときは、その者が提出した提出書類を無効とし、選定の対象外とする。

- ア 「3 応募資格」に掲げる要件を満たさない場合
- イ 提出書類に虚偽の内容が記載されていることが判明した場合
- ウ 見積書に記載された金額が、仕様書に定める予算上限額を超えた場合
- エ 他の応募者の選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

(6) 留意事項

- ア プロポーザル参加に要する一切の費用（企画書作成費、交通費等）は、参加者負担とする。
- イ 提出書類は返却しない。また、差替え及び再提出には応じない。
- ウ 提出書類は、公文書公開請求があった場合、公開することがある。
- エ 書類提出後に辞退する場合は、プレゼンテーション実施日の前開庁日の午後5時までに担当者に連絡し承諾を得ること。

## 8 選定の取り消し

次に掲げる場合に該当するときは、受託候補者としての選定を取り消すことがある。

- (1) 本業務を委託することが著しく不適当と認められる事情が生じた場合
- (2) 提出書類に記載された本業務の担当者が、本業務に従事できない場合  
ただし、やむを得ない事情があるものとして、本市より認められた場合はこの限りではない。
- (3) 本市の承認なく本業務の履行を第三者に委託し、又は請け負わせた場合

(4) 受託候補者が契約の目的を達成することができないと本市が判断した場合

## **9 予算不成立の場合の無効**

本件調達に係る予算が成立しないときは、この事業は無効とする。この場合において、本業務の令和8年度の準備行為等に既に費用が発生していても、その費用を本市に請求することはできない。